

| 回<br>(年度)          | 問<br>題  |
|--------------------|---|
| 第69回<br>(令和<br>元年) | <p>問1 相続時精算課税について、次の問に答えなさい。</p> <p>(1) 相続時精算課税について、相続税法に規定されている適用要件及び適用手続を説明しなさい。</p> <p>(2) (1)の相続時精算課税の適用要件については、租税特別措置法において各種の特例措置が設けられているが、それらを列挙し簡潔に説明しなさい。</p> <p>問2 租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律で規定され、災害があった場合に適用が可能とされている相続税の課税価格の計算の特例について、それぞれの内容を説明しなさい。</p> <p>なお、民法第958条の3に規定する特別縁故者に対する相続財産の分与についての記載は要しない。</p> |